

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る対照表（規定内容を変更する条文のみ抜粋）

省 令	条 例	規 則
<p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に係る政令等規制事業)</p> <p>第七条 特定地方公共団体が、法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、介護老人福祉施設等整備推進事業(復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な別表の上欄に掲げる施設の整備を推進する事業をいう。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の同表の上欄に掲げる施設であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は同表の上欄に掲げる施設との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと其の所在地の道県知事(介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、市町村長)が認めるものについては、同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>9 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年／内閣府／厚生労働省／令第九号）第七条に規定する介護老人福祉施設等整備推進事業を定めた同法第六条第一項に規定する認定復興推進計画について、同法第四条第九項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の特別養護老人ホームであって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は同令別表の上欄に掲げる施設と密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事が認めるものについては、平成三十三年三月三十一日までの間は、第十一条第一項（医師に係る部分に限る。）及び第四十五条第一項（医師に係る部分に限る）の規定は、適用しない。</p>	
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	